

第3章

分野別まちづくり方針



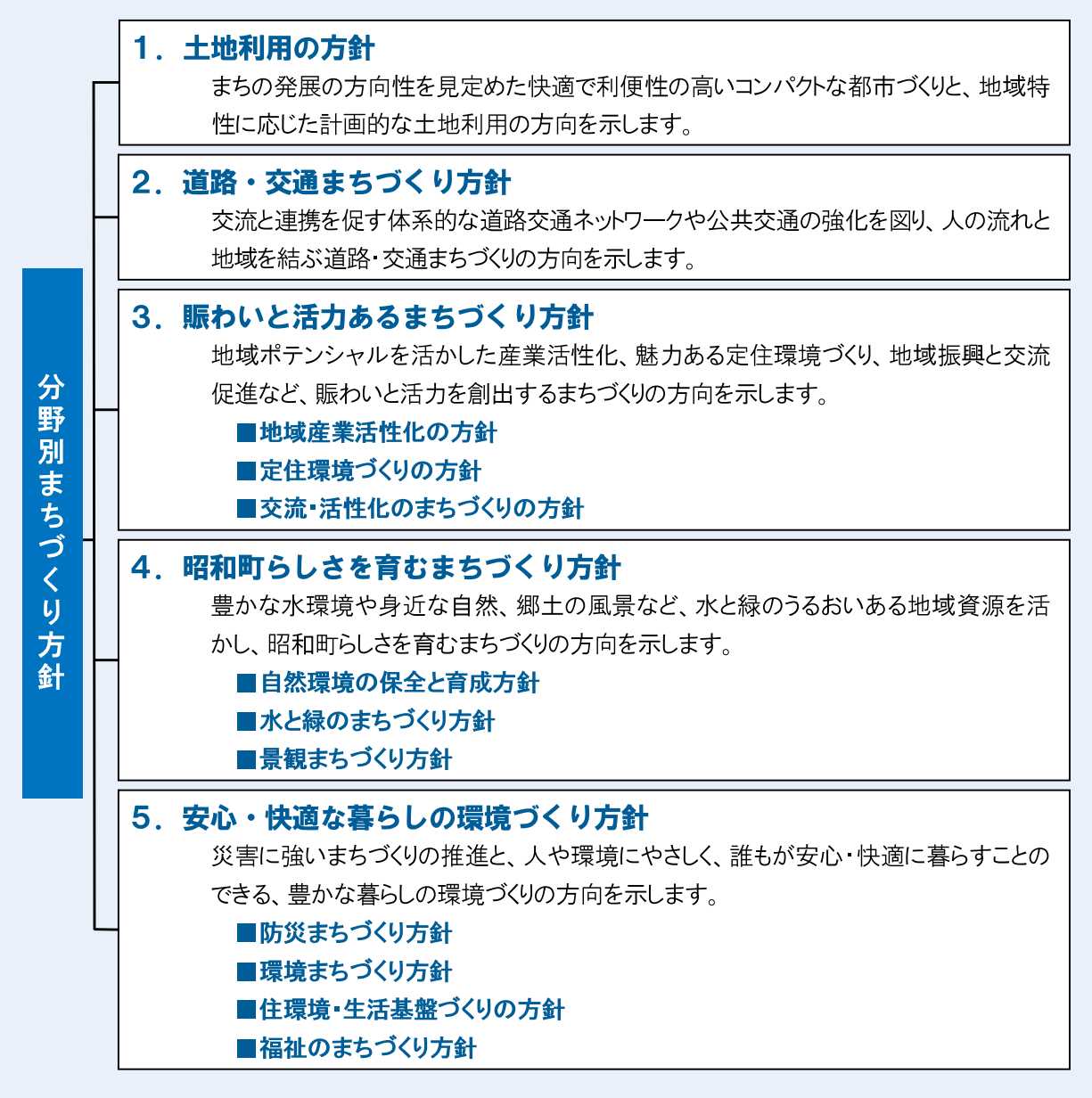
第3章 分野別まちづくり方針

■分野別まちづくり方針について

■分野別まちづくり方針の考え方と構成

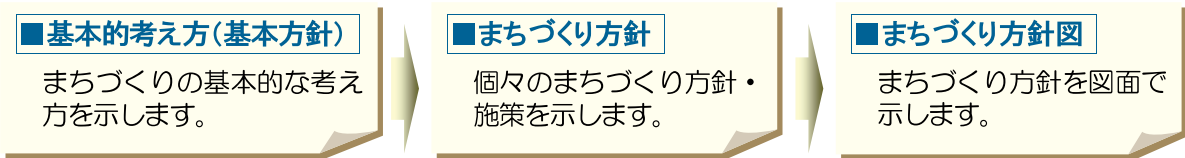
分野別まちづくり方針は、昭和町の将来像やまちづくりの目標を実現するため、本町のまちづくりを構成する主な分野を次に示す5つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■分野別まちづくり方針の構成



■分野別まちづくり方針の内容

分野別まちづくり方針は、それぞれ大きく次の3つの内容を示しています。



1 土地利用の方針

まちの発展の方向性を見定めた快適で利便性の高いコンパクトな都市づくりと、地域特性に応じた計画的な土地利用を推進します。

■基本的考え方

本町の持続可能な都市の成長を見据え、社会情勢の変化に柔軟に対応する集約型の都市構造を基本とし、コンパクトで利便性の高い都市づくりと地域特性に応じた計画的な土地利用を推進します。

そのため、社会情勢に弾力的に対応した地域振興に資する計画的な市街地の形成や、田園環境の保全と農と共生した良好な集落地の形成を推進していきます。また、乱開発と都市の拡散を抑制しつつ、都市機能の集約促進と各拠点の適正な機能誘導、公共交通等の交通ネットワークと連携した総合的な土地利用計画を推進し、コンパクトな都市づくりに取り組んでいきます。

一方、本町南側は山梨県の「リニア環境未来都市整備方針」の対象エリアに属しており、リニア中央新幹線開業にあわせ、周辺都市や関係機関との連携・調整のもと、市街地周辺における産業機能の誘導や居住機能の充実を図るなど、定住・交流人口の拡大を目指した適正な土地利用の誘導を展開していきます。

■市街地住宅系

山梨県都市計画マスタープランにおける広域拠点の都市機能補完地区に位置づけられる甲府昭和 IC 周辺及び常永地区周辺を始めとした市街地は、無秩序な開発や都市機能の拡散を極力避け、「立地適正化計画」の検討などにより、都市機能が集約された拠点連携型の都市構造の構築を目指します。

土地区画整理事業により整備された既成市街地は、地区計画、建築協定、緑地協定等によるまちなみ景観の向上など良好な住宅市街地の形成とともに、定住・交流人口の拡大に向けた必要な機能の誘導を図ります。また、その他の市街地についても、乱開発の防止と都市の拡散の抑制、地区計画等の活用により、市街地における良好な住環境の形成に向けた計画的な土地利用誘導を推進します。

■田園居住系

都市化が進展する本町の中央に位置する既存集落地は、身近な自然環境や農地と共生する田園居住地区の形成を目指します。当地域は基盤整備の遅れや耕作放棄地、空地・空き家の増加、高齢化の進行や人口減少による集落の衰退が危惧されており、地域コミュニティの維持等に向けた秩序ある土地利用の誘導が必要となっています。

都市に近接した田園環境や農のある豊かな生活圏は本町の特性でもあり、基盤整備の不均衡の解消に努めつつ、都市計画法第34条第11号に基づく条例の活用や地区計画などの適切な都市計画手法を検討し、均衡あるまちづくりの土台となる計画的な土地利用誘導方針に取り組み、田園環境の保全と、農地と良好な住環境が共生する居住区の形成に努めていきます。

■商業・産業系

本町の活力向上と交流や賑わいの創出に向け、国母工業団地、釜無工業団地の2つの工業団地を中心に、交通条件等を活かした産業拠点の形成を目指します。また、土地区画整理事業と連動した拠点の商業地を形成するとともに、幹線道路沿道への地域特性に応じた沿道サービス型の土地利用誘導を図ります。

■自然系

市街化調整区域の一団の優良農地については積極的に保全し、町民の身近な自然環境や農地の持つ多面的機能に留意しつつ、都市的土地利用と調和した町土の良好な環境の維持に努めます。

■拠点系

甲府昭和 IC 周辺や常永地区周辺については、各種産業集積や都市機能の強化により、本町の新たな交流活性化拠点(甲府都市圏域の都市機能補完地区)の形成を目指します。

公共公益施設が集積する行政文化拠点周辺は、行政サービスの中核となるシビックゾーンとしての機能充実を図ります。

■土地利用方針

1)市街地エリア

① 住宅市街地ゾーン

- ・土地区画整理事業により形成された住宅市街地については、適正な宅地化の誘導や効率的な都市基盤整備による居住環境の維持・保全に努めるとともに、景観計画の策定や地区計画の導入などにより、魅力あるなまちなみ景観と質の高い住宅市街地の形成を推進します。
- ・その他の市街地については、「昭和町宅地開発等指導要綱」に基づき、無秩序な開発や建物密集の防止に努めるとともに、計画的な宅地化の誘導や、道路、公園、上下水道等の生活基盤施設の整備、地区計画の導入などを推進し、良好な住宅市街地の形成を図ります。
- ・市街化区域内に点在する農地については、「農地の利用状況調査」による営農意向の把握に努め、農地の集約化や適切な土地利用転換を検討するとともに、低未利用地も含めた計画的な宅地化の誘導により有効活用を図ります。

② 商業・業務ゾーン

- ・常永土地区画整理地区の商業・業務ゾーンは、商業・業務及び沿道サービス型の商業系施設に加え、流通・業務系施設の立地を促進し、拠点的商业地の形成を目指します。
- ・大規模集客施設については、「山梨県大規模集客施設等の立地に関する方針」を踏まえ、適正な立地誘導を図ります。また、市街化の状況に応じ、共存・共栄を前提とした生活サービス施設や中小店舗等の適正な立地誘導に努め、魅力と賑わいある商業空間を創出していきます。

③ 沿道サービスゾーン

- ・甲府昭和 IC 周辺をはじめとした多様な施設立地が進む幹線道路沿道は、秩序ある土地利用や商業集積の誘導、住宅をはじめ生活利便施設、交流施設等の立地促進、計画的ななまちなみ誘導により、地域特性に応じた生活利便性の高い複合型の沿道サービスゾーンの形成を図ります。

④ 工業ゾーン(産業拠点)

- ・国母工業団地や釜無工業団地周辺は、先端技術産業の集積や学術研究機能の充実など地域産業構造の高度化などを促進し、産業基盤整備の充実と企業誘致の促進により、本町の産業拠点としての機能拡充を図ります。
- ・工業ゾーンにおいては、市街地内に点在する中小工場の集約化を促進し、工業系市街地の純化に努めます。また、工業地内住宅地との土地交換などによる住工混在の解消や、周辺環境への十分な配慮など、地域環境と調和した安全で秩序ある工業地の形成に努めます。

⑤ 流通・業務ゾーン

- ・中央自動車道甲府昭和 IC 周辺やアルプス通り周辺は、交通利便性を活かした流通・業務施設の誘致を促進し、甲府都市圏における都市機能補完地区としての機能強化を図ります。

⑥ 新たな交流活性化拠点(都市機能補完地区)

- ・甲府昭和 IC 周辺や常永地区周辺は、甲府都市計画区域の土地利用の方針において、広域拠点である甲府駅周辺の都市機能を補完する地区(都市機能補完地区)として位置づけられています。この2つの地区周辺については、持続的に発展する本町の活性化を誘導する新たな交流活性化拠点として、立地上の優位性や交通の利便性を活かした各種産業の集積や都市機能の強化を図ります。

- ・広域的な本町の玄関口に位置する甲府昭和 IC 周辺は、中心的な流通・業務地としての機能強化と、利便性の高い拠点の形成を図ります。また、常永地区周辺は、本町の核となる商業、業務、流通等の多様な産業の集積を図り、民間開発の誘導も含めた交流活性拠点の形成を図ります。

2) 田園居住エリア

① 田園居住ゾーン

- ・町の中央に位置する市街化調整区域においては、秩序ある適正な土地利用の誘導により無秩序な宅地化を抑制し、都市近郊に位置する優良農地の保全、行政機能の適正な配置・集約、均衡ある既存集落地の生活基盤整備、地域コミュニティの維持などを推進し、農地と良好な住環境が共生する田園居住ゾーンの形成を図ります。
- ・そのため、市街化の動向を踏まえつつ、関係法令の調査・研究と地域住民意向の反映に努めながら、都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例の制定、「市街化調整区域における開発基準」の作成・運用、地区計画などによる適切なまちづくり方策の検討により、地域の実情に即した総合的かつ計画的な土地利用誘導を図ります。

② 沿道サービスゾーン

- ・昭和バイパスや（都）昭和玉穂線等の幹線道路沿道については、山梨県都市計画マスタープランやリニア環境未来都市整備方針との整合を図りながら、市街化の動向や沿道利用状況、都市計画の状況を踏まえ、良好な集落環境の維持と生活利便性の向上に向けた、住宅を始めとした生活利便施設や交流施設等が立地する適正な沿道土地利用に努め、周辺環境と調和した複合型の沿道サービスゾーンの形成を図ります。

③ 行政文化拠点(昭和町役場周辺)

- ・役場庁舎をはじめとした公共施設が集積する地区周辺は、町の将来展望を踏まえ、住民の利便性の向上や施設の適正配置に留意し、道路等の都市基盤整備とシビックゾーンとしての機能の充実を図り、本町の顔となる町民に親しまれる行政文化拠点の形成を推進します。

3) 田園環境保全エリア

① 田園環境保全ゾーン

- ・農業基盤整備が行われたJR身延線の南側と釜無工業団地南側に位置する一団の優良農地については、「農業振興地域整備計画」との整合を図り、環境保全型農業の展開、営農支援や計画的な農業生産基盤の整備・維持管理などによる都市近郊型農業の推進など、農地と営農環境の積極的な保全を図ります。
- ・また、雨水の一時貯留や水源涵養等の防災機能、都市における緑地空間の提供や郷土景観の形成など、農地の持つ多面的機能に留意し、農地と都市的土地利用がバランス良く共存する都市構造の構築と、持続可能な環境の維持に努めます。

第3章



2 道路・交通まちづくり方針

交流と連携を促す体系的な道路交通ネットワークや公共交通の強化を図り、人の流れと地域を結ぶ道路・交通まちづくりを推進します。

■基本的考え方

リニア中央新幹線開通により、本町を含むリニア中央新幹線山梨県駅近郊は交通の要衝としての機能がさらに高まり、他地域との交流も増大することが予測されます。これに呼応し、広域交通の円滑性を高める幹線道路の整備や鉄道・バス等の公共交通の利便性強化など、機能的な道路・交通ネットワークの形成を図り、人の流れや地域を結ぶ利便性の高い道路・交通体系の確立を目指します。

■道路

中部横断自動車道、新山梨環状道路等の高規格道路やリニア中央新幹線山梨県駅へのアクセスの強化など、広域的な道路ネットワークの形成を図るとともに、地域の連携と交通利便性の一層の向上を目指す体系的な道路網の構築を図ります。

さらに、幹線道路等の整備や道路の改修時においては、安全で快適な歩行空間や都市内交通の回遊性・利便性を高める自転車通行空間の確保など、誰もが使いやすい道路空間づくりを推進し、生活に密着した町内道路交通ネットワークの形成を進めます。

■公共交通

国母駅、常永駅の交通結節機能の強化、JR身延線やバス交通の利便性の向上、リニア中央新幹線山梨県駅周辺整備と連携のとれたアクセスの強化などにより、本町の公共交通ネットワークの構築を推進します。

また、円滑な移動手段を確保した“歩いて暮らせるまちづくり”を目指し、地域や各拠点を結ぶ利便性の高い公共交通網の充実を図ります。

■道路・交通まちづくり方針

1) 幹線道路網の強化

① 高規格道路

- ・本町の東側を縦断する中央自動車道は、甲府昭和 IC で国道 20 号（甲府バイパス）と接続し、広域的な交通結節点、本町の玄関口となっていることから、IC への交通アクセスの強化を図ります。
- ・本町南方の中央市内を横断する新山梨環状道路は甲府都市圏の外環状道路を構成する道路であり、リニア中央新幹線山梨県駅へのアクセス路でもあることから、系統的な道路整備によりアクセスの強化を図ります。

② 広域幹線道路

本町の外郭を形成し、中部横断自動車道、新山梨環状道路及びリニア中央新幹線山梨県駅へのアクセスなど、広域的に周辺都市と連携する骨格道路を広域幹線道路と位置づけます。

広域幹線道路は、本町のシンボリックな道路であるため、昭和町らしいまちなみの形成を図るため、沿道を含めた適切な緑化や電線類の地中化などを検討します。

- ・中央自動車道甲府昭和 IC に連絡し、広域的な連携を担う国道 20 号（甲府バイパス）は、関係機関との協議・調整により、交差点部等の渋滞解消に向けた検討を図ります。
- ・甲府昭和 IC に近接して国道 20 号（甲府バイパス）と交差し、南アルプス市へ接続するアルプス通りは、甲府中心市街地の西側からの放射状道路であり、本町の外郭道路として位置づけます。
- ・アルプス通り及び新山梨環状道路と連絡する（都）田富町敷島線は、通過交通を効果的に誘導する外郭道路としての機能強化を図ります。

- ・甲府市からの放射状道路で、国道20号（甲府バイパス）と交差した後、本町東側の国母工業団地を縦断し中央市の工業団地を経由する（都）大手二丁目浅原橋線は、広域的な産業基盤の軸として位置づけます。

③ 主要幹線道路

周辺都市との連絡や市街地内の交通処理を図り、昭和町の骨格を形成する格子型の道路網を基本とした道路ネットワークの形成を推進します。また、中部横断自動車道や新山梨環状道路、リニア中央新幹線山梨県駅周辺等の高速交通網へのアクセス強化に向け、都市計画道路の整備を推進します。

- ・甲府中心市街地から町の中央を横断する昭和バイパスは、（都）田富町敷島線以西の延伸による峡西圏との連絡強化を図るとともに、本町における東西の都市機能補完地区を連携する骨格的な都市軸及びシンボル道路として、機能強化を図ります。併せて、昭和バイパスの甲府方面への延伸道路である（都）相生一丁目飯喰線の機能強化を図ります。
- ・本町の中心を南北に縦断し、昭和バイパスから中央市の（都）玉穂中央通り線を結ぶ（都）昭和玉穂中央通り線は、リニア中央新幹線山梨県駅へアクセスする主要幹線道路として位置づけ、早期整備を図ります。
- ・アルプス通りと昭和バイパスを南北につなぐ（都）押越西条新田線は、（都）昭和玉穂中央通り線とともに、リニア中央新幹線山梨県駅へアクセスする主要幹線道路として位置付けます。
- ・町内交通の集散を担うとともに、リニア中央新幹線山梨県駅へのアクセス道路ともなる（都）昭和玉穂線は、甲斐市や中央市との連携強化に向けた機能向上を図ります。
- ・中央自動車道甲府昭和ICへのアクセス道路である（都）西条・昭和インター線は、南進する（仮称）国母駅前通り線の整備を推進することにより、国母駅方面へのアクセス性を高め、さらなる機能強化を図ります。
- ・（主）甲斐中央線は、竜王駅方面へのアクセス機能の強化とともに、安全な歩行者空間や賑わい空間の確保に向けての整備を県に要請していきます。
- ・西部地域の南北方向の交通処理を担う（主）甲斐中央線、また、（都）常永小学校南北線については、常永駅周辺の交通処理と道路ネットワークの形成に向けた延伸整備を推進します。

④ 地域幹線道路

主要幹線道路を補完し、主に骨格道路により分断された地域における交通処理を計画的に行い、町内交通の円滑な集散を担う地域幹線道路の整備を推進します。

- ・JR身延線に平行し地域を連絡する（主）甲府市川三郷線は、古くからの幹線道路で通過交通量が多い県道であり、歩行者の安全を確保するため、歩道の整備や交差点の改良等を促進します。
- ・土地区画整理事業により一部整備が完了した（都）常永小学校東西線は、（都）昭和玉穂中央通り線へのアクセス向上に向けた延伸整備を推進するとともに、自転車レーンの設置を検討します。
- ・中央地域を横断し（都）大手二丁目浅原橋線にアクセスする（都）中小河原築地新居線は、今後、関係機関との協議を進め、路線変更等も検討しながら整備を図ります。
- ・常永駅の利便性の向上と駅周辺の道路網の形成に向け（仮称）常永駅前通り線の整備を検討します。
- ・（都）西条・昭和インター線から国母駅を結ぶ（仮称）国母駅前通り線は、駅周辺の利便性の向上と、リニア中央新幹線山梨県駅方面へのアクセス向上に向け、昭和バイパスから（都）大手二丁目浅原橋線の区間の早期整備を推進するとともに、国母駅への延伸整備を検討します。
- ・昭和バイパスとアルプス通りを結ぶ町道30号線の整備を推進します。
- ・その他、町道527号線、（都）上石田一丁目西条線、（都）阿原中央通り井之口線、（都）徳行三丁目清水新居線、（都）鍛冶新居線を地域幹線道路として位置づけます。

⑤ その他の主要道路(構想路線)

市街地や住宅地・集落地の生活利便性の向上と地域交通の円滑な処理を担う主要道路(構想路線)を適切に配置します。

- ・釜無工業団地の東西方向の交通処理を担う(仮称)西条釜無工業団地線及び(仮称)釜無工業団地東西線は、(都)田富町敷島線及び昭和バイパスへのアクセス強化に向けた整備を検討します。
- ・(仮称)西条公園にアクセスし、(都)押越西条新田線と町道30号線を結ぶ(仮称)西条公園通り線の整備を検討します。
- ・昭和バイパスと(都)上石田一丁目西条線を結び地域内の交通処理を担う(仮称)清水新居国母線は、国母交差点の渋滞解消と地域交通環境の改善に向けた整備を検討します。
- ・その他、(仮称)国母駅立石線、(仮称)紙漣阿原東西線を構想路線として位置づけます。

■幹線道路網の区分と機能

区 分	道路の役割・機能	対象路線
高規格道路	自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域的な幹線道路	○中央自動車道、新山梨環状道路(南部区間)
広域幹線道路	町の外郭を形成し、広域的視点から周辺都市との連携を強化する骨格道路	○国道20号(甲府バイパス)、アルプス通り((主)甲府南アルプス線)、(都)田富町敷島線、(都)大手二丁目浅原橋線
主要幹線道路	周辺都市との連絡や市街地内の交通処理を担う格子型の町内道路ネットワークを形成する骨格道路、及び高速交通網へのアクセスを強化する幹線道路	○昭和バイパス((主)甲府市川三郷線)、(都)相生一丁目飯喰線、(都)昭和玉穂中央通り線、(都)押越西条新田線、(都)昭和玉穂線、(都)西条・昭和インター線、(主)甲斐中央線、(都)常永小学校南北線
地域幹線道路	主要幹線道路を補完し、主に地域における計画的な交通処理を行い、円滑な町内交通の集散を担う幹線道路	○(主)甲府市川三郷線、(都)常永小学校東西線、(都)中小河原築地新居線、町道527号線、(仮称)常永駅前通り線、(仮称)国母駅前通り線、町道30号線、(都)上石田一丁目西条線、(都)阿原中央通り井之口線、(都)徳行三丁目清水新居線、(都)鍛冶新居線
その他の主要道路(構想路線)	市街地や住宅地・集落地の生活利便性の向上と地域交通の円滑な処理を担う主要道路	○(仮称)西条釜無工業団地線、(仮称)釜無工業団地東西線、(仮称)西条公園通り線、(仮称)清水新居国母線、(仮称)国母駅立石線、(仮称)紙漣阿原東西線 等

2)生活道路等の整備充実

① 主要生活道路の改善・整備

- ・狭隘道路や行き止まり道路の解消など、地域の実状に応じた細街路網の改善・整備に努めます。
- ・通過交通の流入が見られる生活道路については、既存道路の改善とともに、速度抑制対策や代替路線の検討など、効果的な交通安全対策を検討します。
- ・事故が多発する危険な交差点や踏切り等については、信号機やカーブミラー、道路標識や路面標示等の設置など、安全性向上に向けた適切な対応を図ります。

② 安全・快適な道づくり

- ・歩行者や自転車に配慮し、誰もが安心して利用できる快適な道づくりを推進します。特に、道路整備にあたっては、場所に応じたバリアフリー化や道路景観などに留意します。
- ・歩行者や車の通行量が多い町道や通学路については、優先的に改良・整備すべき道路を検討し、歩道の整備や防護柵、街路灯の設置、歩車道の分離や自転車通行空間の確保などにより、安全な歩行空間の確保に努めます。
- ・県道の改良・整備については、継続的な働きかけを行い、安全対策の促進に努めます。
- ・道路の安全性の確保に向けては、地域の実情や住民意向を踏まえ、危険性の高い道路の優先整備に努めます。また、道路の清掃・美化など住民の協力を得ながら、快適な道路空間の維持管理を促進します。

③ 橋梁の改善・整備

- ・町内の主な橋梁については、定期的に点検を行うとともに、「昭和町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な補修・補強などを行います。

3) 公共交通の充実

① 主要交通拠点の機能強化

- ・鉄道利便性の一層の向上を図るため、JR身延線沿線市町や関係機関との連携を強化し、主要交通拠点となる国母駅、常永駅については、駅前広場、アクセス道路の整備による機能強化を図ります。
- ・また、通勤・通学や大規模商業施設利用者の利便性も考慮し、パークアンドライド等の新たな交通システムの導入や駅前への路線バスの乗り入れを検討します。

② バス・鉄道の利便性の向上

- ・自主運営バスの運行や町内バス路線の維持とともに、山梨県や関係機関と連携し、バス駐車場の整備や利用動向などを見据えたバス路線の確保・再編を図ります。また、鉄道やバス等については、施設のバリアフリー化を促進し、人にやさしい交通システムの導入に努めます。
- ・バス利用者のニーズや必要とされる利便性、高齢化の進捗状況などを踏まえ、適切な段階においてコミュニティバスの導入を検討し、公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ・JR身延線については、沿線市町や関係団体が参加する「身延線沿線活性化促進協議会」と連携を図り、運行本数の増加や乗り継ぎの利便性向上などを要請し、鉄道運行体制の充実に努めます。

③ リニア中央新幹線山梨県駅とのアクセス強化

- ・リニア中央新幹線開通の動向を見据え、（都）昭和玉穂中央通り線等のリニア中央新幹線山梨県駅へアクセスする主要幹線道路の整備を推進します。また、身延線駅へのアクセスを強化する地域幹線道路の整備を推進します。
- ・リニア中央新幹線計画における事業動向に適切に対応し、バス路線の確保等により、リニア中央新幹線山梨県駅と身延線駅との体系的な公共交通ネットワークの強化を図ります。

図の凡例



3 賑わいと活力あるまちづくり方針

地域ポテンシャルを活かした産業活性化、魅力ある定住環境づくり、地域振興と交流促進など、賑わいと活力を創出するまちづくりを推進します。

(1) 地域産業活性化の方針

■基本的考え方

交通至便性や基盤整備、豊富な水資源等の地域特性を活かし、地域振興に資する総合的な施策の展開により、定住促進や交流人口の増加に結びつく本町の地域産業の活性化を目指します。

そのため、産業基盤の育成・強化や企業誘致の促進、既存企業への支援の充実などによる工業振興を図ります。また、商業業務機能の立地促進を図るとともに、大規模店舗と共生するバランスのとれた地域商業の活性化と賑わいの創出を図ります。農業については、都市近郊型農業の長期的な展望を踏まえ、農地の多面的機能を活かした農業振興施策の展開を図ります。

■地域産業活性化の方針

1) 産業基盤の充実と企業誘致の促進

- ・広域交通の利便性や地域ポテンシャルを活かし、釜無工業団地や国母工業団地の産業拠点への企業誘致を促進するとともに、新たな産業用地の確保や先端技術産業等の良好な環境と共生する企業誘致の促進、既存の中小企業の育成や企業間の連携強化による工業振興を促進します。
- ・企業誘致に際しては、関連道路等の周辺環境整備や県の制度とあわせた企業誘致環境の整備、豊富な水資源の活用、起業支援などによる企業進出しやすい産業基盤整備や環境づくりに努めます。

2) 商業の活性化

- ・西条地区や常永地区の大規模店舗周辺については、交通アクセスの充実や近隣への生活サービス施設、コミュニティ施設等の立地誘導により、生活利便性の向上に資するまちづくりを促進します。
- ・賑わい交流軸となる（都）西条・昭和インター線や（主）甲斐中央線等の幹線道路沿道については、適正な商業集積に向けた誘導を図るとともに、バリアフリー化や街路灯整備等による安心・快適な買い物環境の整備に努めます。
- ・「一店逸品事業」や既存の融資制度等の有効活用、空き店舗や公共的なスペースの利活用により、少子・高齢社会を見据えた福祉や環境、リサイクル等の地域生活に密着したコミュニティビジネスの展開など、住民による起業・創業支援や事業の育成、賑わいの場づくりを促進します。

3) 農業振興と活性化の促進

- ・優良農地の計画的な保全とともに、農道や農業用水路等の農業基盤整備の充実、農地の集約化等による生産の合理化、「甲斐のこだわり環境農産物」の認証等による環境保全型農業の展開、農業生産法人の設立や各種支援制度の促進による担い手の育成・確保など、都市近郊型農業の確立を図ります。
- ・また、農産物のブランド化や付加価値の高い特産品の開発等による生産振興、「いーなとうぶ昭和」と連携した販売力の強化、地産・地消の推進や食育の促進など、農業振興策の展開に努めます。
- ・さらに、「住民農園」や観光農園、田植えや稲刈り等の体験イベントの充実、グリーンツーリズムの推進などによる、都市近郊の立地を活かす農業を主体とした交流促進と地域活性化を図ります。

(2) 定住環境づくりの方針

■基本的考え方

本町は、二大工業団地の整備や土地区画整理事業等の事業効果により、雇用機会の創出が図られ、職住一体となった定住人口の増加や人々の交流が、活性化の大きな要因となっています。

今後も人口増加の受け皿となる計画的な住宅地供給や生活基盤整備に取り組む一方で、少子高齢化も見据え、安心・快適に暮らせる良質な定住環境づくりや定住施策を推進していきます。

また、都市に近接した田園環境と農の共生した豊かな生活圏の特性を活かし、市街化調整区域の集落地における良好な居住環境整備を推進します。

■定住環境づくりの方針

1) 計画的な住宅地整備・住まいづくりの促進

- ・計画的な市街地整備による良質な住宅地を供給するとともに、市街化区域内の介在農地については宅地への転換を促進し、市街地への新たな人口流入や居住・定住を促進します。
- ・市街化調整区域については、都市計画法第34条第11号に基づく条例や地区計画等の活用による集落地の良好な居住区や住環境の形成を誘導し、地域コミュニティの維持と定住環境づくりを促進します。
- ・住宅地整備に際しては、狭隘道路の解消などの生活基盤整備と快適でゆとりある住環境整備を推進し、地域特性と需要に応じた適正規模の宅地供給を計画的に促進します。
- ・「町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な改修・整備と適正な維持管理を図ります。

2) 定住促進策の充実

- ・持続的な地域づくりに向け、耕作放棄地や低未利用地、空地・空き家等の有効活用、町営住宅等の既存インフラの有効活用、住宅取得支援策の充実などにより、子育て世代を中心に定住促進を図ります。
- ・リニア中央新幹線整備や交通至便な立地、都市に近接した田園環境や農のある豊かな生活圏を活用し、二地域居住の展開や菜園付き住宅の提供など、環境と共生した良好な住環境を活かす都市農村交流型の移住・定住促進策を検討します。
- ・高齢社会を見据え、CCRC^{*}の検討など地域コミュニティの維持も含めた移住・定住促進策の検討を図ります。
- ・リニア中央新幹線山梨県駅周辺整備の動向について調査研究を進め、本町の移住促進施策を検討していきます。
- ・関係機関との連携による雇用・就業機会の確保に努めるほか、安定した暮らしを支援する「昭和町マイホームローン制度」の充実など、移住・定住を促す仕組みづくりを推進します。

注) *CCRC：英語の「Continuing Care Retirement Community」の頭文字をとった略語で、直訳すると「継続的なケアを享受できる高齢者たちの共同体」という意味。仕事をリタイアした後の第二の人生を健康的に楽しむ街として米国で生まれた概念。老後を安心して暮らせるコミュニティととらえられる。

(3) 交流・活性化のまちづくりの方針

■基本的考え方

本町は、職住一体となった定住人口や大型店舗の立地による交流人口の増加、リニア中央新幹線山梨県駅への近接性などから、今後その波及効果を活かした交流・活性化が求められています。一方、豊富な水資源や固有の地域資源を活かし、新たな文化や交流を育む活力と魅力あるまちづくりも望まれています。

そのため、本町の多彩な資源や都市・地域を結ぶ交流軸を効果的に活かし、昭和町の魅力を町全体で育て、発信することにより、様々なモノ・コト・人が交流しながら活力を高めていくまちづくりに取り組んでいきます。

■交流・活性化のまちづくりの方針

1) 多彩な拠点の魅力の向上と、交流・活性化を担うルートや基盤の充実

- ・甲府昭和 IC 周辺や常永地区周辺については、産業集積に資する適正な土地利用誘導と都市機能の強化、まちなか交流・賑わい空間の創出などにより新たな交流活性化拠点の形成を推進します。
- ・常永ゆめ広場の農業体験や押原公園のイベント開催の充実など、緑の拠点のレクリエーション機能の充実と交流拠点としての魅力の向上を図ります。
- ・(仮称) 東花輪川河川公園、(仮称) 西条二区公園、(仮称) 西条公園の整備を推進し、町民や来訪者が身近に緑や自然に親しむたな緑の拠点を創出します。
- ・本町固有の歴史文化や景観であり、観光交流の核となるふるさと交流拠点の魅力向上を図ります。
- ・地域生活拠点は、身近な交流拠点として、それぞれの地域特性に応じた魅力の向上に努めます。
- ・リニア中央新幹線山梨県駅へのアクセスの向上と、周辺都市や地域と連携し、本町の交流・活性化を担う広域都市軸や地域連携軸の機能強化を図ります。
- ・賑わい交流軸の機能充実や、大規模店舗を核とし地域資源を結ぶ回遊ルートづくりに努めます。
- ・豊かな水辺環境を享受し、交流の場ともなる水と緑の軸の魅力の向上を図ります。
- ・散策、ウォーキング、フットパス等のルートや水辺のサイクリングルートなど、河川や古道、里道等を活用した、多様な資源を結び、交流を育む周遊ルートの検討を図ります。
- ・「いーなとうぶ昭和」等の主要な交流施設や拠点周辺において、アクセスルートの整備、駐車場、トイレ、案内・誘導サイン、休憩スポットの整備など、機能の充実を図ります。

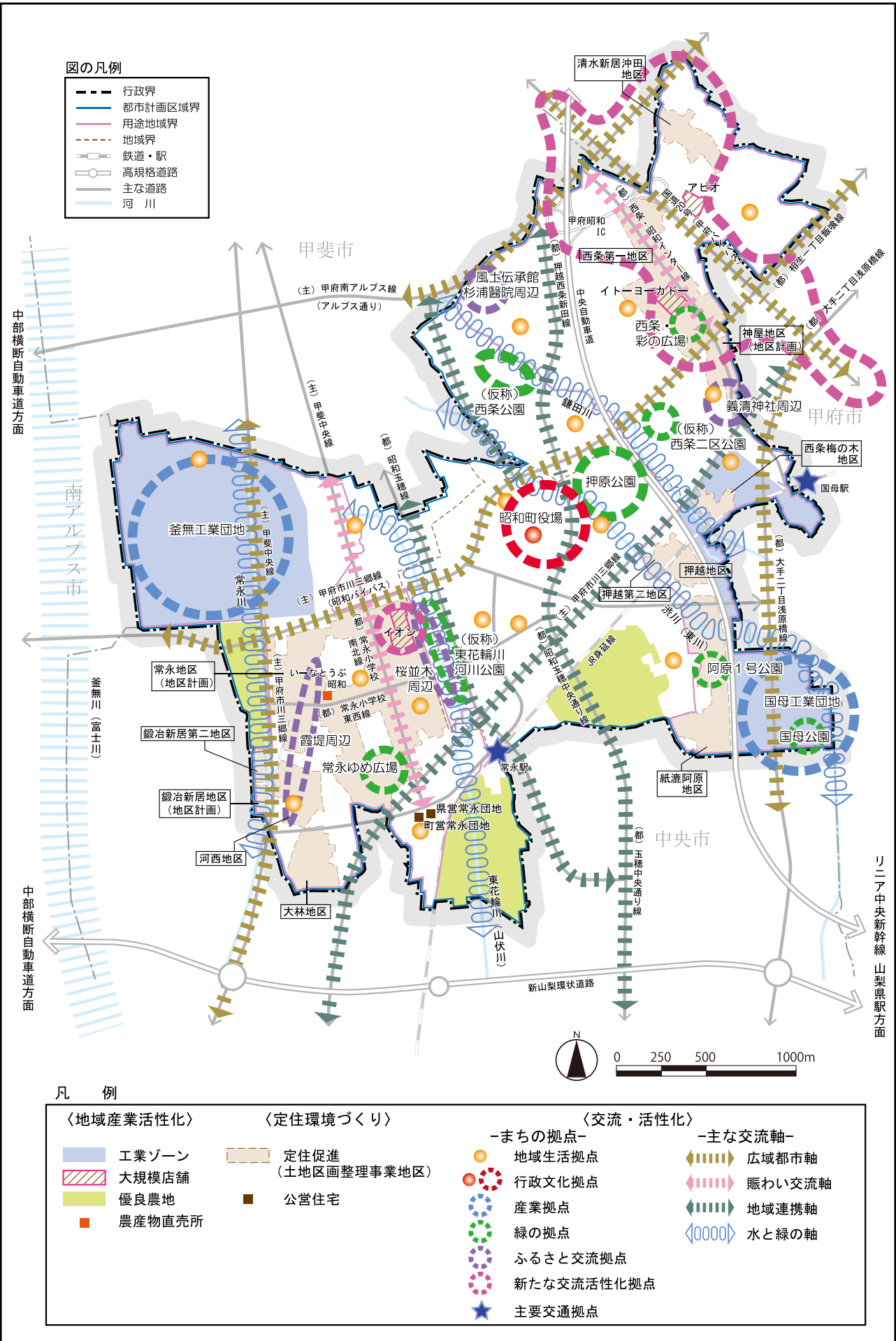
2) 地域資源を活用した活性化の推進

- ・河川、地下水、湧水等の豊富な水資源を活かすとともに、温泉、ホテル、河川沿いの眺望、花の風景といった水とつながる地域資源の魅力高め、昭和町らしい交流・活性化への活用を推進します。
- ・霞堤、義清神社、風土伝承館杉浦醫院等の歴史文化資源、ふるさとの田園景観、山なみの眺望景観など、観光・交流に向けた特徴的な地域資源の積極的な活用を図ります。
- ・その他、町民協働による身近な資源の発掘、地域の祭り・イベントの充実、町内企業と連携した交流・活性化の取り組み、都市近郊の体験・保養型の新たな観光スタイルの検討など、地域資源を効果的に活かした活性化の取り組みを推進します。

3) 地域ぐるみによる交流・活性化の取り組みの促進

- ・情報誌等の発行、町のホームページや富士の国やまなしネットの効果的な活用、まち歩きルートの掲載など、情報の発信やPRの充実を図ります。
- ・交流人口の増加や販路拡大に向け、商工会と連携した地域資源PR事業の推進を図ります。
- ・NPOや既存の住民組織、地区自治会等と連携し、町内の環境美化や花いっぱい運動の推進など、地域ぐるみによる交流・活性化に向けた取り組みを展開します。

■賑わいと活力あるまちづくり方針図



4 昭和町らしさを育むまちづくり方針

豊かな水環境や身近な自然、郷土の景観など、水と緑のうるおいある地域資源を活かし、昭和町らしさを育むまちづくりを推進します。

(1) 自然環境の保全と育成方針

■基本的考え方

優良農地や清水の流れる豊かな水辺環境は、本町の自然を代表するものです。これらの自然環境は、町民にうるおいとやすらぎを与える貴重な資源といえます。今後も一定の都市化の進展を想定し、豊かな水資源や身近な自然資源を守り、次代に継承する、身近な自然と共生するまちづくりを推進します。

河川については、水辺環境の保全、自然の水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境、うるおいのある水辺景観、オープンスペースとしての防災機能、ヒートアイランド現象の緩和など、河川のもつ多面的な機能に配慮しつつ系統的な整備を進めます。

また、ホタルの育成など、河川・水路・湧水等の身近な自然環境が育む貴重な生態系の保全と育成を図ります。

■自然環境の保全と育成方針

1) 豊かな水辺環境の保全と活用

- ・整備の完了している常永川、渋川、清川排水路（大川）を除き、鎌田川、東花輪川（山伏川）の整備を促進します。その他、準用河川、普通河川等についても各種調査を進め、計画的な整備を推進します。
- ・水と緑の軸となる鎌田川、渋川、東花輪川（山伏川）、常永川については、周辺の田園環境の保全と親水機能を有する公園・緑地の整備などにより、身近な自然や水辺にふれあえる施策を推進します。
- ・山伏川の桜並木や今川のキショウブの植栽については、桜保全事業や自然環境保全事業により、彩りある水辺環境と美しい景観の維持・保全を図ります。
- ・主要河川においては、生態系に配慮した多自然川づくりによる河川整備の促進と、多様な生物の生息環境に配慮した水辺管理、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発に努めます。

2) 身近な自然環境や貴重な動植物の生息環境の保全

- ・一団のまとまった優良農地や社寺林、屋敷林、古木・大木等は、身近で貴重な自然資源であり、周辺の自然環境も含めた自然資源の維持・保全に努めます。
- ・豊かな水環境や田園環境は、ホタルをはじめ多様な動植物の生息環境でもあり、これらの貴重な動植物の生息環境の積極的な保全を図ります。
- ・風土伝承館杉浦醫院では園児によるホタル幼虫の放流を実施しており、この活動を継続するとともに、湧水の里沼公園周辺などでの愛護活動の支援を推進します。
- ・イベント等を活用した自然生態系の学習機会、自然環境や良好な生態系に関するPR、学校でのエコスクール活動を通じたビオトープの適切な維持・管理など、環境保全に関する意識の醸成や啓発活動の充実に努めます。

(2) 水と緑のまちづくり方針

■基本的考え方

都市化が進む本町では、公園・緑地や水辺空間は、うるおいある暮らしの創出に向けた大切な資源です。そのため、緑の拠点となる都市公園の機能充実と計画的な整備、住民の憩いの場となる身近な公園・広場やポケットパークの整備、協働による維持・管理を推進します。また、河川水系を中心に骨格となる水と緑の軸を形成するとともに、主要拠点や地域資源を結ぶ水と緑のネットワークづくりを推進します。さらに、協働による緑化を推進し、日々の暮らしの中で四季の彩りを楽しむまちづくりを進めます。

■水と緑のまちづくり方針

1) 緑の拠点の形成と身近な公園・広場づくりの推進

- ・押原公園や常永ゆめ広場、西条・彩の広場等の既存の都市公園については、防災機能やレクリエーション機能の強化など、緑の拠点としての機能の充実と魅力の向上を図ります。
- ・「昭和町緑の基本計画」に基づき、地域特性を活かした身近な憩いの場、まちの賑わいの創出、子育て支援や高齢社会に対応した新たな緑の拠点として、(仮称)西条二区公園、(仮称)西条公園、(仮称)東花輪河川公園の整備を推進し、誰もが身近に利用しやすい公園配置と基幹的な都市公園の充実を図ります。
- ・公園整備や改修に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応、防災機能の充実、水辺空間との調和、アクセス道路の整備など、水と緑のネットワークの核としての機能強化に努めます。
- ・身近な公園・広場づくりにあたっては、開発行為に伴う公園整備の促進、近隣公園や街区公園の拡充、社寺林や鎮守の森、河川沿いの緑地や耕作放棄地等の活用を図り、身近な憩いの空間を確保します。
- ・公園・緑地の整備に際しては、地域に親しまれ、地域特性を活かした身近な場となるよう、計画段階からの住民参加を促進し、愛着の醸成を図ります。

2) 水と緑のネットワークの形成

- ・鎌田川や東花輪川(山伏川)等の河川改修にあわせた公園や親水空間の確保など、主要河川については、公園や遊歩道、周辺の田園環境と調和した一体的な整備に努め、骨格となる水と緑の軸を形成します。
- ・また、河川沿いの緑地やオープンスペースの確保、主要幹線道路の歩道整備や沿道を含めた道路空間の緑化の促進とともに、公園や主要拠点及び緑に関わる町民の多様な活動を結ぶ「水辺環境活用軸」の形成など、潤いある都市環境の創出を目指す系統的な水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・みのぶ道や旧鎌倉街道等の歴史的道を活かし、四季の彩りと地域の歴史文化を感じることのできる「水と緑と花の回廊づくり」を推進します。

3) 彩りある緑化の推進

- ・道路、河川沿い、公共施設や駅周辺、各拠点周辺等については、花壇の設置や植栽など、本町の風土と調和した質の高い緑化を推進します。
- ・また、沿道の空地を活用した緑地やポケットパークの整備、コスモス街道や花の通学路等の花の見所づくりなど、地域住民と協働による「まちの庭づくり」を促進し、町内緑化に努めます。
- ・区画整理事業が行われた地区の一部では、地区計画により緑豊かな良好な住環境が実現しており、このような取り組みや手法を他地区へも波及させ、緑豊かな住宅市街地の創出を目指します。
- ・まちの木(オトメツバキ)・花(レンゲ)の沿道植栽等への活用検討と周知に努めます。
- ・街なかでの緑の創出に向け、「花いっぱい運動」の充実や「生け垣推進補助制度」等の各種支援制度の周知を図り、地域住民が主体となった緑化の推進に努めます。

4) 協働による緑と花を育むまちづくりの推進

- ・公園・緑地については、維持管理コストの軽減を考慮した施設整備や植栽に努めるとともに、遊具等の安全管理、施設や植栽等の維持管理などの充実を図ります。
- ・地域住民や学校、各種団体の協力による花植え、花壇づくり、清掃活動等を促進するとともに、公園や緑のアダプトプログラム（里親制度）を検討し、協働による維持管理の充実に取り組みます。
- ・緑化推進団体や人材の育成、花いっぱい運動や緑の募金等による住民活動への支援、オープンガーデンの普及、緑化表彰制度の検討など、緑の保全・育成に関する仕組みの充実に努めます。
- ・環境教育の充実、「エコしょうわ」等による緑化イベントの充実、公園の紹介やPR等のホームページの作成検討、町の木・花のPRなど、緑と花を育む普及・啓発活動を推進します。

(3) 景観まちづくり方針

■ 基本的考え方

魅力ある都市の形成に向けては、永い歴史の中で培われた都市の成り立ちを見直し、地域固有の景観資源を継承し、効果的に活かしていく必要があります。

本町は、急速な都市基盤整備の進行に伴い、多くの歴史文化的景観の喪失が懸念されており、郷土景観の保全と顕在化は重要な課題となっています。そのため、固有の自然や歴史文化等の地域の重要な資源を見直し、その維持・保全と景観化や活用により、昭和町らしい良好な景観まちづくりを目指していきます。

また、地域の個性を尊重しながら、都市と田園環境が調和した昭和町らしい美しいまちなみ景観の形成を目指し、住民、事業者、行政の協働による、総合的な景観まちづくりの施策に取り組んでいきます。

■ 景観まちづくり方針

1) 固有の地域景観の保全と活用、ふるさとの顔づくりの推進

- ・豊かな水資源や河川水系、氾濫原の面影を残す微地形などの自然骨格を活かした景観まちづくりを推進します。
- ・河川や湧水等の水辺の風景、桜並木やキショウブ、アジサイ、コスモス等に彩られた身近な花や緑の風景、まとまった農地の広がる田園風景などは、郷土の原風景として重要な要素であり、河川整備や農業振興などとの調整を図りつつ、都市的景観と調和のとれた保全に努めます。
- ・特に、河川沿いの四季折々の花の風景やホタルの飛び交う風景は、豊かな水のまちを表象する景観として重要です。そのため、桜保全事業やゲンジボタル復活支援事業等により、景観まちづくりへの積極的な活用を図ります。
- ・町内に点在する社寺林、屋敷林、大木・古木等については、農地を含めた貴重な自然景観として極力その保全に努めます。
- ・山なみを遠望する良好な眺望景観は、眺望域の確保と眺望場所の整備、場所の特性に応じた適切な滞留空間づくり、ビューマップの作成などにより、魅力の向上と活用を図ります。
- ・遺跡・史跡等の文化財、義清神社や本妙寺等の社寺や鎮守の森、治水の歴史を伝える霞堤、みのぶ道や旧鎌倉街道、道祖神、地域の伝統行事や祭りなどの地域に息づく歴史文化資源を顕在化し、景観まちづくりへの活用を図ります。
- ・風土伝承館杉浦醫院周辺や霞堤周辺、山伏川の桜並木周辺、義清神社周辺は、郷土景観を象徴する「ふるさと交流拠点」となるよう、修景やアクセス道路の整備、案内・誘導・解説サインの設置、周辺のまちなみ景観の誘導などにより、風景を体感し交流を育む拠点としての活用を推進します。
- ・水と緑の軸、古道、主要な周遊ルート等を活用し、地域の景観資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」づくりを推進します。

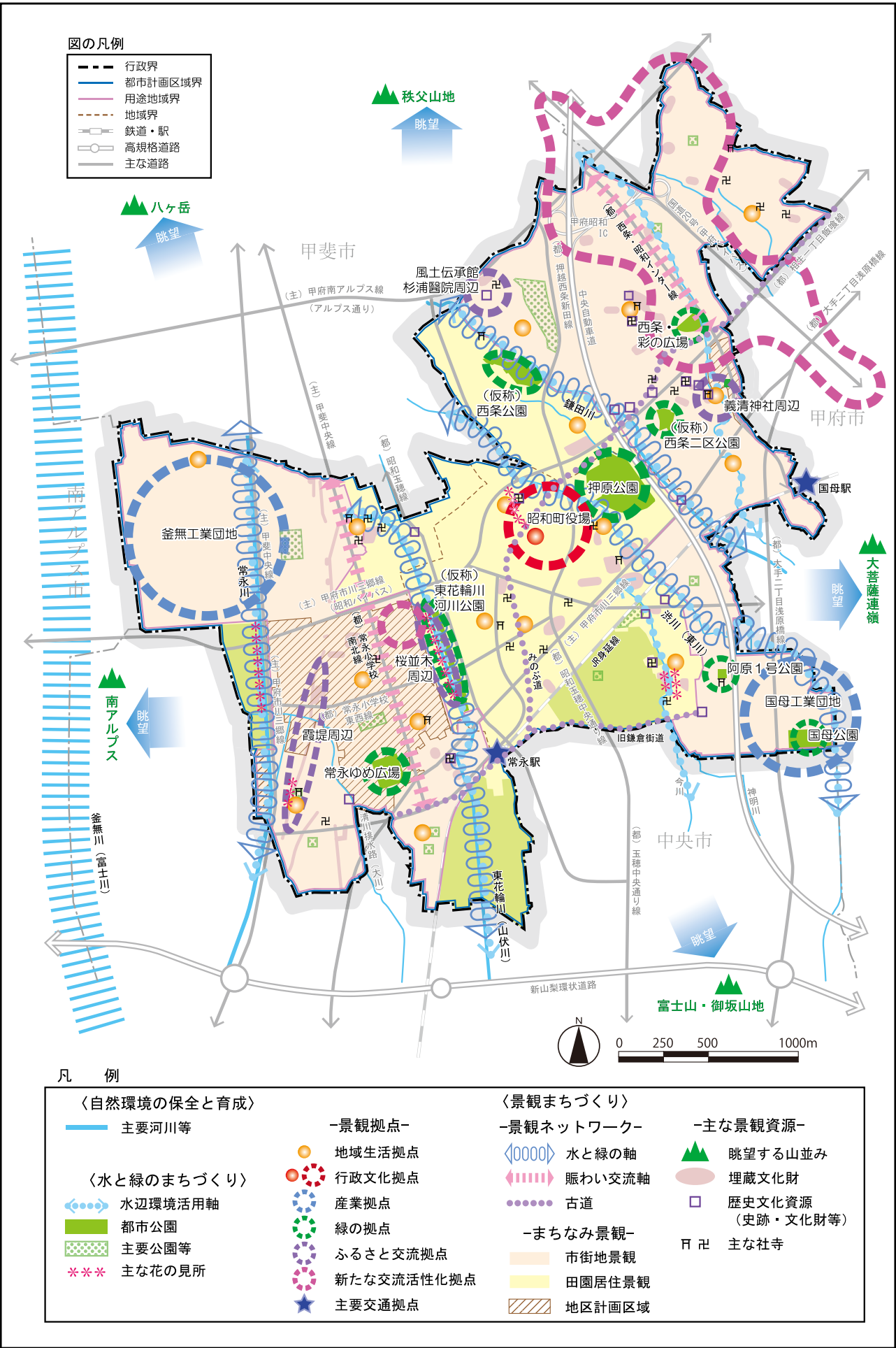
2) 良好なまちなみ景観の形成

- 多くの人が集まる大規模商業施設周辺、駅周辺、行政文化拠点や新たな交流活性化拠点周辺については、本町の顔となる先導的な景観まちづくりを推進します。
- 地域生活拠点や産業拠点については、周辺景観と調和した景観形成と魅力の向上に努めます。
- 幹線道路沿道や住宅地においては、「昭和町宅地開発指導要綱」に基づき建築物等の意匠や緑化などについてのまちなみ景観の誘導を図るとともに、緑地協定、建築協定、地区計画等の導入を検討し、地域特性に応じた適切な景観コントロールにより、調和の取れた都市景観の形成を目指します。
- 中央地域の田園居住エリアについては、計画的な土地利用、適切な住環境整備、地区計画の導入等により、良好な景観の維持・向上と秩序あるまちなみ景観の形成を図ります。
- 今後、地域が調和した良好なまちなみ景観の誘導を推進するため、景観行政団体への移行に向け県との協議・調整を図り、「昭和町景観計画」の策定と町独自の「景観条例」の制定を検討し、これに基づく良好な景観形成に取り組んでいきます。
- 公共公益施設の整備にあたっては、「(仮称) 公共公益施設デザインガイドライン」の作成を検討するとともに、周辺のまちなみ景観の形成も含め、率先して良好な施設景観の創出に努めます。
- 道路等の基盤整備にあたっては、安全性・利便性だけでなく、景観性の高い施設整備を推進するとともに、主な交流軸については、電線類の地中化や道路附属施設等の統合・整理を検討し、美しく快適な都市空間の形成を図ります。

3) 協働による景観まちづくりの推進

- 景観まちづくりを推進するため、庁内の体制づくりや景観行政の取り組みについて検討します。
- 良好な景観形成の誘導に向けて、住民合意に基づく地域のルールづくりなどを検討します。
- 地域住民による花植えや緑化、環境美化活動の促進、景観形成に関わる住民活動の機会や場づくり、景観形成活動団体への支援など、住民参加による景観まちづくりを促進します。
- 郷土教育の推進や昭和町歴史講座の開催、景観に関するイベントの充実、フットパスの取り組みや景観マップの作成、まち歩きの実施、景観表彰制度の創設など、景観まちづくりに向けた啓発活動を充実します。

■昭和町らしさを育むまちづくり方針図



5 安心・快適な暮らしの環境づくり方針

災害に強いまちづくりの推進と、人や環境にやさしく、誰もが安心・快適に暮らすことのできる、豊かな暮らしの環境づくりを推進します。

(1) 防災まちづくり方針

■基本的考え方

本町を含む山梨県の多くの地域は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、本町は「昭和町地域防災計画」により防災対策、応急対策や復旧対策の強化に努めています。一方、本町は釜無川の氾濫原に立地し、これまでも多くの水害を被った歴史があります。また、今日的には異常気象による集中豪雨、都市化の進展に伴う雨水流出量の増加などからも、水害への対策は本町の重要な課題となっています。

そのため、「昭和町地域防災計画」や「昭和町防災マニュアル」に基づく総合的な防災・減災対策を推進するとともに、関係機関との連携による総合的な防災対策の強化や地域の防災体制の育成強化を図り、災害に強い、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

■防災まちづくり方針

1) 水害等の自然災害に対する安全対策の強化

- ・河川改修の促進により、河川の治水対策を強化します。
- ・清水新居地区等の冠水の危険性が高い地域については、河川改修とともに、排水計画の作成や計画に基づく雨水排水施設、雨水一時貯留施設の整備など、関係機関との十分な協議・検討による治水対策を推進します。
- ・治水計画を作成するとともに、周辺自治体との連携を図りながら、低地部の内水氾濫対策を強化します。
- ・高い保水力を持つ農地の計画的な保全を図ります。
- ・周辺市町村との連携など、流域全体における協力体制により浸水対策を強化します。
- ・「昭和町洪水ハザードマップ」の周知、災害情報伝達の迅速化などによる安全対策を推進します。

2) 災害に強いまちづくりの推進

- ・防災拠点を担う役場周辺、広域的な防災機能を備えた押原公園、常永ゆめ広場等の都市公園の防災機能の確保など、主要な防災拠点の機能強化を推進します。
- ・「昭和町地域防災計画」で避難所に指定されている地域交流センター等の5箇所については、防災資機材、備蓄設備、誘導・案内サインの充実など、防災機能の充実を図ります。また、小・中学校等の一時避難地への誘導・案内サインを設置し、災害時の避難誘導対策を強化します。
- ・山梨県の緊急輸送道路に位置づけられている国道20号（甲府バイパス）や昭和バイパス等の機能強化と、これらにアクセスする主要道路の防災機能の向上を図るとともに、緊急時の主要な避難ルートを確認します。
- ・「昭和町耐震改修促進計画」や「昭和町木造住宅耐震化推進事業」に基づく耐震診断、耐震設計、補修・補強などの耐震化支援事業を推進します。
- ・地域特性や住宅状況等を考慮し、消火栓や貯水槽等の計画的な設置を推進します。
- ・ブロック塀等の改善や電線類の地中化、狭隘道路の拡幅、消防活動困難区域の解消など、災害時の被害を減少させる整備や建築物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

3) 地域防災体制の向上

- ・消防団の強化や地域自主防災組織への資機材提供など、防災対策事業を推進するとともに、災害協定の締結など防災関係機関等との連携を強化します。
- ・関係機関との連携による救急医療体制の強化や救命救急技術の普及に努めます。
- ・防災会議の定期的な開催と、地域の実情を考慮した「昭和町地域防災計画」の適切な点検・見直しを図ります。また、「災害時の初動マニュアル」等の周知に努めます。
- ・地域の実情に即した防災訓練、消防団活動の充実や地域の自主防災組織の育成強化とともに、防災マニュアルやハザードマップの周知徹底など、防災に対する町民の意識啓発に努めます。

(2) 環境まちづくり方針

■ 基本的考え方

本町の豊富な水資源は、水道水をはじめ産業用水としての需要があり、今後も、健全な水循環や水質の維持に努め、本町の財産である水源の積極的な保全をはじめとする環境に配慮したまちづくりを推進します。また、持続可能な都市づくり、地球温暖化対策の観点からは、コンパクトシティの考え方が重要であり、これを踏まえた集約型の都市構造を目指すとともに、地域資源を大切に活かす循環型社会の形成を目指します。

そのため、住民や事業者等による協働体制を構築しながら、良好な環境を損なうことなく未来に資産を受け継いでいこう、自然と共生する環境に配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

■ 環境まちづくり方針

1) 環境に配慮したまちづくりの推進

- ・「昭和町地下水採取の適正化に関する条例」の適正運用により、過剰取水の抑制、井戸水の水質検査の継続、地下水位の監視などを行い、地下水資源を適正に保全します。また、災害時における井戸の活用についても検討を進めます。
- ・下水道整備や生活排水対策などにより、河川・水路の水質汚濁の防止、水環境の保全を図ります。また、「河川美化事業補助金交付条例」により、各地区が実施する河川清掃活動を支援します。
- ・地球温暖化の抑止に向け、都市の無秩序な拡散を抑制する土地利用や公共交通を重視した道路・交通網の形成、農地の保全や緑の維持などを推進します。また、地球温暖化対策地域協議会等の活動を通して、町民や事業者等への普及・啓発活動を推進します。
- ・関係機関との連携や環境保全推進協議会の環境パトロールの強化、警告看板の設置、啓発活動の促進などにより、ごみの不法投棄対策を推進します。

2) 省資源・リサイクル・新エネルギー型まちづくりの推進

- ・地区によるごみの分別回収の徹底など、ごみの減量化や再資源化を促進するとともに、中巨摩地区広域事務組合清掃センターとの広域的な連携を図りながら、ごみ処理体制の強化を図ります。
- ・太陽光発電や地中熱の利用など、公共施設における率先した新エネルギー導入の推進と、バイオマスエネルギーの活用を検討します。
- ・「第二次昭和町地球温暖化対策実行計画」等に基づき、省エネルギー対策や自然エネルギーの有効活用などを推進し、地球温暖化防止対策への取り組みを強化します。

3) 協働による環境まちづくりの推進

- ・「昭和町環境基本計画」や「昭和町環境基本条例」に基づき、環境に関わる各種施策との連携を図るとともに、住民や事業者等と連携した環境に優しいまちづくりを推進します。

- ・「わがまちを美しく推進活動」等を活用し、地域や各種団体と連携を図りながら住民参加による環境美化活動や啓発活動を促進します。

(3) 住環境・生活基盤づくりの方針

■ 基本的考え方

誰もが地域に安心・快適に住み続けていくためには、身近な生活基盤の整備をはじめ、暮らしの質や町民の住み良さに応えるまちづくりが必要です。

そのため、生活道路や上下水道、情報通信等の生活基盤、町民の暮らしやすさに対応した公共施設整備など、地域特性を踏まえた身近な住環境づくりを推進し、総合的な生活環境の向上を目指していきます。

■ 住環境・生活基盤づくりの方針

1) 身近な生活基盤の整備・充実

① 上水道・下水道

- ・甲府市上下水道局との連携を図り、市街化の進展に併せて、上水道施設の計画的な整備、配水施設の老朽化対策や耐震化を推進し、水道水の安定供給を図ります。
- ・「昭和町公共下水道整備計画」、「昭和町汚水処理事業アクションプラン」に基づき、町全域において下水道施設の着実な整備を推進します。また、下水道整備完了後は長寿命化対策や耐震化の取り組みを検討します。
- ・下水道への早期接続の促進、既存の合併処理浄化槽の適切な維持・管理により排水路の水質悪化の防止に努めます。

② 生活道路、交通安全対策

- ・生活道路については、地域意向に配慮しながら優先的に整備・改善すべき道路を選定し、宅地開発指導要綱による道路幅員の確保など、適切な改善・整備に努めます。
- ・通学路等の歩道設置や自転車通行空間の確保、危険な交差点の改善、交通安全施設の設置などによる安全対策を強化します。

③ その他生活環境

- ・防犯を考慮した公園や施設整備とともに、地域や関係機関との連携による防犯パトロールや防犯活動の強化を図るほか、街路灯や防犯灯の計画的な設置やLED化、空き家対策等を推進し、まちぐるみで防犯体制を強化します。
- ・「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づく空地の適正管理を充実するとともに、荒廃農地も含めた適正管理について、指導を推進します。
- ・発展する情報化社会に対応し、CATV・インターネット等を活用した地域情報基盤整備を促進し、総合的な行政情報ネットワークシステムの構築を図ります。

2) 公共施設の整備・充実

- ・老朽化が進む中央公民館の建替え等の調査・検討を進めるとともに、生涯学習の拠点や住民サービスの諸機能を有した複合施設となる「(仮称)生涯学習館」の建設を推進します。
- ・学校給食センターの整備など、小・中学校及びその関連施設の計画的な整備を図ります。
- ・文化施設やコミュニティ施設、スポーツ施設等は、施設運営の指定管理者制度等の導入を検討し、利用者ニーズに十分配慮した施設・設備の充実と効率的な管理・運営に努めます。
- ・「公共施設総合管理計画」に基づき、公共施設の再編を検討します。

(4) 福祉のまちづくり方針

■基本的考え方

本町は人口増加が続く活気ある町で、高齢化率の伸びも緩やかですが、少子・高齢化は着実に進んでいます。そのため、高齢者等が地域で安心して暮らすことができ、子育てのしやすい町を目指して、総合的な高齢者福祉を推進するとともに、公共公益施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化、子どもの育成環境や子育て施策を充実し、誰にもやさしい福祉のまちづくりを推進します。

また、町民が健康・健全に暮らせる仕組みづくりや、地域コミュニティの維持と新たな交流を育むまちづくりを目指します。

■福祉のまちづくり方針

1) 施設のバリアフリー化の推進

- ・鉄道駅等の公共交通施設や主要な歩行者空間、役場や文化交流施設等は、誰もが使いやすい施設のバリアフリー化を推進します。特に、主要拠点周辺については重点的なバリアフリー整備を推進します。
- ・新たな公共施設や公園等の整備に際しては、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

2) 福祉・健康の環境づくりの推進

- ・老人福祉センター等の有効活用、老朽化した施設・設備の改善・整備に努めます。
- ・公共施設等を有効活用した高齢者等の社会参加・活動の場づくりを進めるとともに、(社) 峡中広域シルバー人材センターの活動支援等による高齢者の多様な就労機会の創出に努めます。
- ・福祉バスやコミュニティバスの運行など、交通弱者の移動手段に配慮した公共交通の充実に努めます。
- ・児童館の設備の充実、子育て支援センターの設置、地域との連携による「コミュニティスクール」の充実、ファミリーサポート事業の有効活用など、「昭和町子ども・子育て支援計画」に基づく子育て環境の充実に図ります。
- ・少子・高齢社会を見据え、関係機関や民間事業者等との連携によるコミュニティ・ビジネス展開の検討など、町民が主体となった地域の元気と豊かさを育む取り組みを促進します。
- ・「昭和町健康増進計画（第2次）」に基づき、健康増進に向けた場の確保やウォーキングしやすい環境づくり、健康フェスタの充実、また、自治会等を主体とした（仮称）地域密着型健康づくり事業の検討や町民の自主的な「ヘルスプロモーション活動」を促進します。

3) 地域コミュニティの充実、協働による福祉のまちづくりの推進

- ・ボランティアセンターを核としたボランティア活動やボランティア養成講座、昭和町ボランティア人材バンクの充実に努めます。
- ・コミュニティ活動の拠点となる施設や設備の充実に図るとともに、地域のニーズに応じた新旧住民や世代間交流を促す場や機会づくりに努め、地域のコミュニティ活動や町民の主体的な活動への支援を充実します。
- ・高齢化を見据えた地域コミュニティの維持や、自治会活動を始めとした住民相互の交流を促進します。また、自治会と行政との連携強化を図り、地域コミュニティの維持に向けた「地域力活性化補助事業」を推進します。

■安心・快適な暮らしの環境づくり方針図

